

◆◆◆民事再生事件の手続費用一覧◆◆◆

【平成31年4月1日現在】
高松地方裁判所

- 1 申立手数料(貼付印紙額)
10,000円

- 2 民事通常再生予納金(原則基準額とするが、事案に応じて増額する場合があります)

法人の負債総額	基準額
5000万円未満	200万円
5000万円以上～1億円未満	300万円
1億円以上～5億円未満	400万円
5億円以上～10億円未満	500万円
10億円以上～50億円未満	600万円
50億円以上～100億円未満	700万円
100億円以上～250億円未満	800万円
250億円以上～500億円未満	1000万円
500億円以上～	1200万円

申立法人の関連法人	1社あたり50万円～基準額の半額
個人(申立法人の代表者, 役員, 保証人)	1人あたり40万円～80万円
※ 申立法人の決議前に限る。申立てが決議後になった場合は、適宜増額	
※ 上記の個人が法人に先行して申し立てた場合、後に申し立てられた法人の予納金にて調整	
個人事業者(従業員なし, 親族のみ1名)	100万円
個人事業者(従業員4名以下)	
負債総額1億円未満	200万円
負債総額1億円以上	上記基準額一覧表から適宜減額
個人事業者(従業員5名以上)	上記基準額
個人(非事業者)	
負債総額5000万円未満	50万円
負債総額5000万円以上～8000万円未満	60万円
負債総額8000万円～	70万円

- 3 予納郵券組合せ

1000円 × 3組
50円 × 3組
20円 × 3組
2円 × 3組

以上については、申立代理人に交付送達可能な場合は不要

430円 × 10組
120円 × (債権者数×2+10)組
82円 × 30組
20円 × (債権者数+10)組
10円 × 30組

◆◆◆個人再生事件の手續費用一覧◆◆◆

【平成31年4月1日現在】
高松地方裁判所

1 申立手数料(貼付印紙額)

10,000円

2 予納金額

本人申立の場合

213,496円(個人再生委員報酬分20万円を含む)

代理人申立の場合

13,496円

3 予納郵券組合せ

120円 × (債権者数 × 2)組

20円 × (債権者数 × 1)組

82円 × 10組

10円 × 10組